平成30年度税財政等に関する提案（案）

（H29.7月提言からの主な変更点及び重要な論点）

Ⅰ　地方創生の推進

Ⅱ　地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

Ⅲ　税制抜本改革の推進等

平成29年11月

全国知事会　地方税財政常任委員長　石井隆一

Ⅰ　地方創生の推進

1　地方創生・人口減少対策のための財源確保

〔平成30年度税財政等に関する提案（案）　P2〕

○ 地方創生は地方版総合戦略の本格的な事業展開の段階に移行するなかで、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、「まち・ひと・しごと創生事業費」（１兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべき。

○ 平成30年度の概算要求において、当初予算（H㉙1,000億円）を上回る1,070億円が盛り込まれた「地方創生推進交付金」の総額を確保すべき。

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

３０年度概算要求額　1,０７０億円【うち優先課題推進枠１７０億円】

（29年度予算額　1,０００億円）

事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②ＫＰＩの設定とＰＤＣＡサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

具体的な「成果目標(KPI)」の設定 ⇄ 「PDCAサイクル」の確立

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引

例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版ＤＭＯ）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗　等

②先駆的・優良事例の横展開

・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

○自治体は、対象事業に係る地域再生計画（５ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

資金の流れ

国 → 交付金（１/２） → 都道府県 市町村

（１/２の地方負担については、地方財政措置を講じます）

期待される効果

○先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生を深化させ、地方の平均所得の向上を実現します。

≪内閣府資料≫

Ⅰ　地方創生の推進（続き）

２　人口減少対策等に資する新たな税財政措置

〔提案(案)本文　P３・４〕

○「地方拠点強化税制」については、平成29年度末をもって適用期限が到来。

○ 東京一極集中を是正し、地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保していくためにも、制度の継続は当然行うべき。

〈東京圏への転入超過数〉
H24約7万人→ H26約11万人→ H28約12万人

○ 加えて、これまでの実績や効果等を踏まえ、

- 支援対象となる施設の追加（先端工場、物流拠点、職員住宅等）
- 「地域再生計画」において設定する支援対象区域の拡大
- 「施設整備計画」の認定要件となる常時雇用する従業員数の増加要件の緩和
  （現行：移転先施設等で10人(中小５人)以上増加 → ５人(中小２人)以上増加）
- 雇用促進税制における質の高い雇用の促進等に資する優遇措置の更なる拡充
  （現行：〔拡充型〕増加雇用者１人あたり最大60万円を税額控除 → 控除額の拡充）
- 本税制が適用されない圏域について現行の適用地域と支援内容に差を設けた措置を講ずることの検討など、より実効性のある制度となるような制度の更なる拡充をすべき。

３　人材投資及び幼児教育・保育の早期無償化等への対応

〔提案(案)本文　P５〕

○ 今後、幼児教育・保育の早期無償化等の検討や幼児教育無償化の段階的推進など教育費の更なる負担軽減の取組みを進めるにあたっては、国の責任において、地方負担分も含め安定財源をしっかりと確保すべき。

【現行(子ども・子育て支援新制度)】保育所、幼稚園、認定こども園への施設型給付費等
・私立 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4　・公立 市町村10/10

○ 私立高校の授業料の無償化の検討を進めるとともに、その財源については国の責任において確実に確保すべき。

地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充（内閣府平成30年度税制改正要望）

内閣府H30税制改正要望資料を基に富山県作成

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制の延長及び拡充を図る

1　制度全体の拡充

項　目	現　行		拡　充　案
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定要件の緩和	移転先施設等で従業者数が**10人（中小5人）**以上増加	→	移転先施設等で従業者数が**5人（中小2人）**以上増加
雇用促進税制の適用要件の緩和	単年度において全事業所の雇用者数が**5人（中小2人）**以上増加	→	**現行の要件又は税制適用期間において、移転先の特定業務施設の雇用者が5人（中小2人）以上増加** **かつ** 単年度において全事業所の雇用者数が**1人以上**増加
雇用促進税制の適用人数の緩和	全事業所の雇用者増加数が上限	→	**支援対象地域**の全事業所の雇用者増加数が上限
支援対象施設の拡充	**本社機能**（事務所、研究所、研修所）**のみ**	→	**先端工場、物流拠点、職員住宅等を追加**

2　移転事業の拡充

項　目	現　行		拡　充　案
対象区域の緩和	**道府県内の一部に限定**	→	対象区域の**限定を廃止**
移転先施設の従業者増加数の緩和	移転先施設の従業者数の**過半数**が東京23区からの転勤者	→	移転先施設の従業者数の**1／4**が東京23区からの転勤者
支援対象外区域の見直し	首都圏**、中京圏、近畿圏**	→	首都圏**のみ** **（中京圏、近畿圏を支援対象外から除外）**

Ⅰ　地方創生の推進（続き）

4　地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援等

〔提案(案)本文　P4・5〕

○ 平成14年に工場等制限法が廃止されて以降、全国の高校卒業者数が大幅な減少傾向にあるなかで、東京23区に大学が集中し、学生が大幅に増加傾向。

○ 地方大学の振興及び東京23区の大学の定員増の抑制に関する施策について、立法措置により制度化を図るべき。

○ 地方大学が地方団体や産業界との間でコンソーシアムを構築し、首長のリーダーシップのもと、地域の中核的な産業の拡充と専門人材の育成に地域が一丸となって取り組む優れたプロジェクトやそのための施設整備等に対して、平成30年度の概算要求において、「地方大学・地域産業創生交付金」（120億円、国３／４）の創設が盛り込まれたところであるが、国による高率の財政支援制度である当該交付金については確実に制度化されるべき。

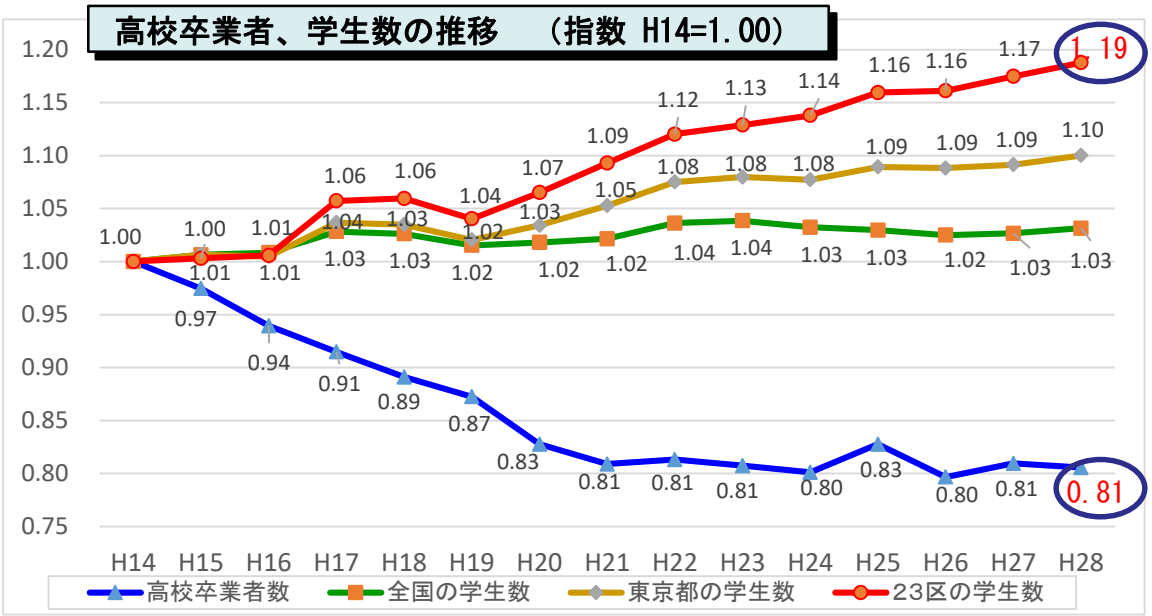

【工場等制限法】
○東京などへの工場、大学等の新増設の制限をH14年に廃止

○高校卒業者は大幅な減少傾向にある中、東京都、特に23区は大幅な増加傾向にある。

【18歳人口の将来推計】

2002年(H14)		2016年(H28)		2030年		2050年
約150万	⇒	約120万	⇒	約100万	⇒	約80万

○市場原理に委ねて、東京23区の定数増が進み続けると、更に地方大学の疲弊が懸念。
○地方創生の観点から、出生率が全国で最も低く（H28：1.24）、自然災害リスクも高い東京への一極集中は是正すべき。

出典：学校基本調査（文部科学省）をもとに作成

５　地方の新たな観光財源の確保

〔提案(案)本文　P6・16・17〕

○ 国においては、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするなどの目標の達成等により観光先進国を目指すこととしている。

○ 政府の方針である観光立国の推進に地方としても対応していくとともに、観光を地方創生につなげていくためには、観光客の地方への訪問の増加を図ることが必要であり、それに伴い、地方団体が提供する様々な公共サービスや国内外の観光客の受入れに向けた環境整備など新たな行政需要が発生。

○ 今後、ＯＥＣＤ諸国に例があるように仮に到着・出発時や航空旅行に対して国税を課税する仕組みを構築する際には、その税収の一定割合を地方譲与税として地方団体に配分することなどについても、引き続き幅広く検討を深めていく必要がある。

「明日の日本を支える観光ビジョン」新たな目標値

訪日外国人旅行者数	2020年：4，000万人（2015年の約2倍）	2030年：6，000万人（2015年の約3倍）
訪日外国人旅行消費額	2020年：8兆円（2015年の2倍超）	2030年：15兆円（2015年の4倍超）
地方部での外国人延べ宿泊者数	2020年：7，000万人泊（2015年の3倍弱）	2030年：1億3，000万人泊（2015年の5倍超）
外国人リピーター数	2020年：2，400万人（2015年の約2倍）	2030年：3，600万人（2015年の約3倍）
日本人国内旅行消費額	2020年：21兆円（最近5年間の平均から約5%増）	2030年：22兆円（最近5年間の平均から約10%増）

（平成28年３月30日 明日の日本を支える観光ﾋﾞｼﾞｮﾝ構想会議）

観光施策に関する予算額（平成29年度）及び潜在的事業等に関する調査結果

〔 全国知事会地方税財政常任委員会調査（H29.6） 〕

○ 平成29年６月 全都道府県に対して調査を実施（全都道府県から回答あり）

○ 観光施策に関する「（1）予算総額」の内訳として、「（2）訪日外国人旅行者関連事業費」、「（3）国内旅行者関連事業費」に分類し、特徴のある事業についても併せて調査

※ 「平成29年度 都道府県・政令指定都市における観光予算等調査」（H29.4観光庁調査）における回答額のほか、観光施策に関する予算についても幅広く記載。（H28→H29繰越含む）

※ 国内旅行者向けの事業が一部含まれていても、訪日外国人旅行者を対象としている事業は（2）に計上

〈参考〉観光庁　平成29年度当初予算額　210億円（平成28年度補正予算額　200億円）

（百万円）

（1）予算総額（事業費を集計（職員人件費を除く））				（2）訪日外国人旅行者				（3）国内旅行者				潜在的事業費
計	国庫	一財	その他	計	国庫	一財	その他	計	国庫	一財	その他	
85,397	15,333	46,753	23,312	36,492	8,189	20,597	7,706	36,506	6,737	20,882	8,887	**46,198**

【注】表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

【注】「（1）予算総額」には、「（2）訪日外国人旅行者関連事業費」「（3）国内旅行者関連事業費」に該当しない経費が含まれているため、「（1）の予算総額」と「（2）及び（3）の合計額」は一致しない。

【注】「潜在的事業費」は、現在、予算計上されていないものの、仮に財源が確保できることとなった場合に取り組みたい（または拡充したい）観光施策に係る事業の経費を概数で集計したもの

次世代の観光立国実現に向けた観光財源のあり方検討会　中間とりまとめ
～ 持続可能な質の高い観光立国の実現に向けて ～ （H29.11）　〈抜粋〉

〈参考〉次世代の観光立国実現に向けた観光財源のあり方検討会
（座長：山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授）
・第1回(H29.9.15)～第6回(H29.10.31)にわたり、今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討
・第3回検討会(H29.10.5)には、地方自治体を代表して全国知事会地方税財政常任委員長の石井富山県知事が出席し、全国知事会の提案(案)に沿って、地方における観光施策の取組状況等を踏まえた地方の観光財源の必要性について説明

2．観光財源の確保策について

Ⅲ．考えられる財源確保策について

⑤その他

全国知事会から要望のあった地方譲与税の創設に関しては、各地方自治体における観光に係る財源の需要等に応じた譲与基準を設定することができるか等の課題がある一方で、**広く各地域への外国人旅行者の来訪、滞在を促進することは、国の観光施策としても喫緊の課題であるため、国が新たな財源を活用して、観光立国の推進に資する各地方自治体の新たな取組み等にも適切に対応していくことが適当である**。

3．提言（抄）

- 観光財源は、税方式により出国旅客（日本人を含む。出国目的や手段は問わない。）に負担を求めることとし、乗継旅客等負担を求めない範囲については、諸外国の事例等も踏まえつつ、検討すること。
- **財源を充当する施策は、以下の考え方を基本とすること。**
  - ・受益と負担の関係から、負担者の納得感が得られるようにすべきであること
  - ・先進性が高く、費用対効果が高い取組みであること
  - ・**地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致するものであること**
- 負担額については、定額・一律とすることとし、その水準に関しては、近隣アジア諸国との競争環境や訪日旅行需要への影響等を考慮し、**一人一回の出国につき1,000円を超えない範囲**で、必要となる財政需要の規模も勘案しつつ検討すること。
- 「観光ビジョン」の目標達成に向けた取組みを加速させる必要があることから、可能な限り速やかな導入を検討すること。

Ⅱ　地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保等

１　地方一般財源総額の確保等

〔提案(案)本文　P17～19〕

○ 平成30年度の概算要求では、地方一般財源総額は、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、社会保障関係費の増等を踏まえ平成29年度を0.4兆円上回る62.5兆円を確保。

○ 平成30年度においては、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべき。

平成３０年度 地方財政収支の仮試算【概算要求時】

区分		29年度	30年度	増減
歳出	給与関係経費	20.3	20.5	0.1
	一般行政経費	36.6	37.2	0.6
	投資的経費	11.4	11.4	0.0
	その他	18.4	18.2	△ 0.1
	計	86.6	87.2	0.6
歳入	地方税等	41.7	42.0	0.3
	地方交付税	16.3	15.9	△ 0.4
	国庫支出金	13.5	13.8	0.2
	地方債	9.2	9.7	0.5
	臨時財政対策債	4.0	4.6	0.5
	その他	5.9	5.9	0.0
	計	86.6	87.2	0.6
	うち「一般財源」	62.1	62.5	0.4
	うち（水準超経費除き）	60.3	60.6	0.3

平成３０年度 地方交付税の姿【概算要求時】

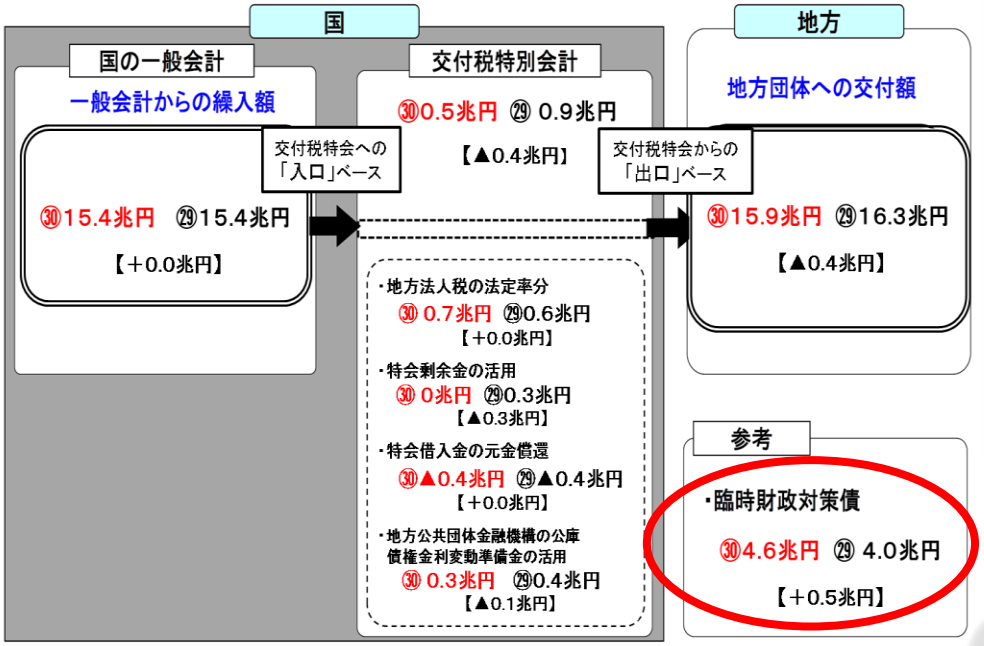

（注1）四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある

（注2）【 】内は平成29年度地方財政計画からの増減額

（総務省資料をもとに作成）

Ⅱ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保等（続き）

２　地方の基金残高の増加に係る対応

〔提案(案)本文　P20〕

○ 地方における近年の財政調整基金の増加は、地方では国を大きく上回る行財政改革を実施するなかで、災害や将来の税収の変動に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現われ。

○ また、地方は国と異なり、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、大規模な災害や経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべき。

○ 地方交付税が法定率の引上げによる制度本来の運用が行われないまま毎年度財源手当がなされるなど、財政運営上の予見が困難な状況の下、地方団体自らが基金の積立て等により年度間調整をせざるを得ないのであり、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できない。

地方の基金残高に関する調査結果（平成29年6月実施）

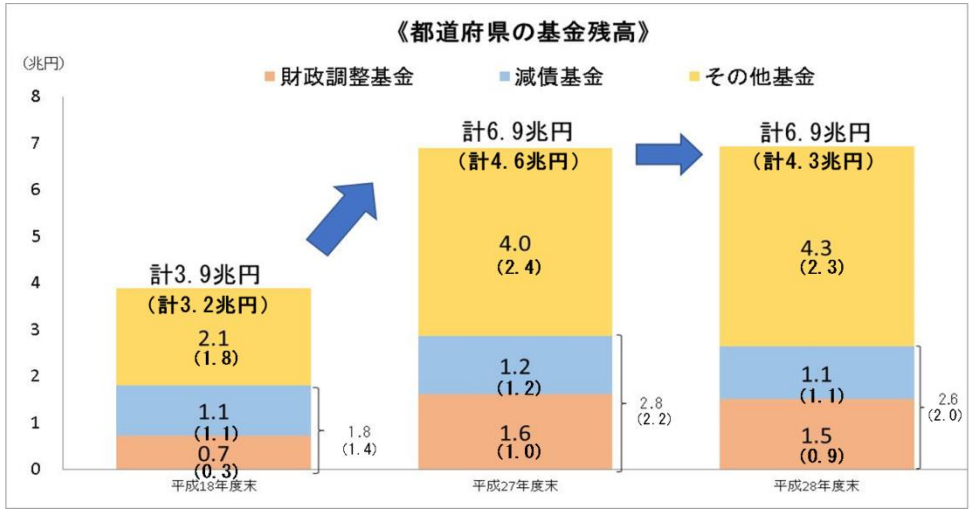

（注１）東日本大震災関係の基金残高はその他特定目的基金から控除している。
（注２）（　　）内は不交付団体を除く基金残高。

都道府県の行財政改革の取組状況

○ 全ての都道府県で独自の給与カットを実施
○ 平成11年度から28年度までの削減実績は2兆6,800億円を超える

＜最大カット率＞　給料：16%、管理職手当：25%、期末・勤勉手当：30%

● 一方、国は平成24年度及び平成25年度の2ヵ年で約6,000億円の給与カット

＜臨時特例法による効果額＞　年間：約2,900億円、措置期間累計：約6,000億円

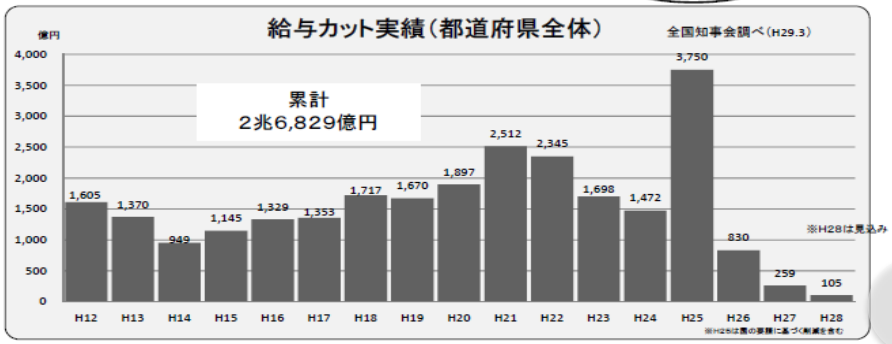

Ⅱ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保等（続き）

３　歳出特別枠の実質的な堅持

〔提案(案)本文　P20・21〕

○ 人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る歳出を地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、また、特別枠で実質的に確保してきた。

○ これまで特別枠が果たしてきた役割を踏まえ、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すべき。

４　臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

〔提案(案)本文　P21〕

○ 平成30年度の概算要求において、交付税率の引上げについて事項要求されているところ。

○ 累増する臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るべきである。また、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべき。

地方の財源不足額と地方税収

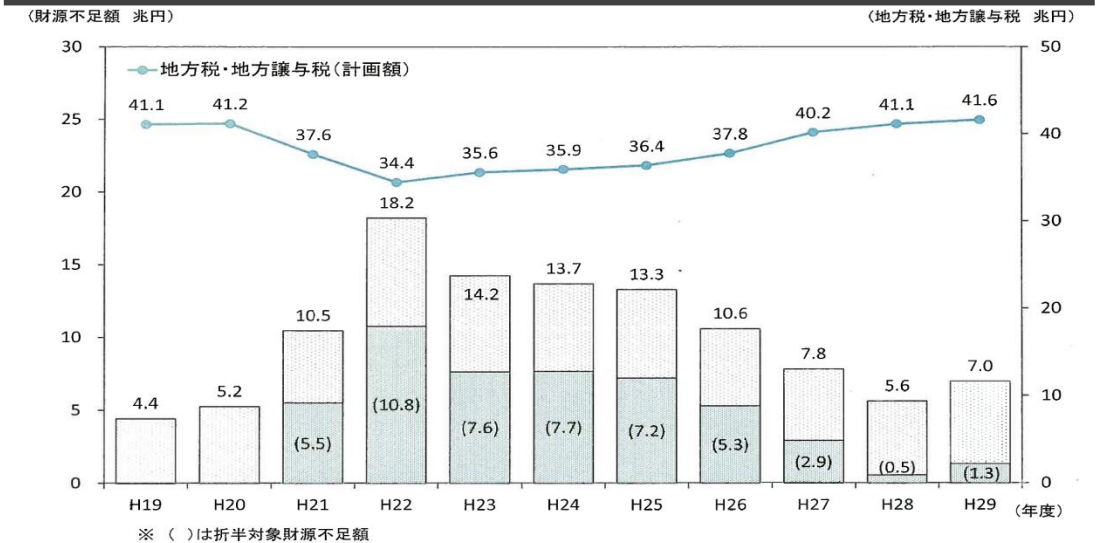

Ⅲ 税制抜本改革の推進等

1　社会保障に係る地方財源の確保

〔提案(案)本文　P8・9〕

○ 消費税・地方消費税率の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約３割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないよう、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずるべき。

○ 消費税・地方消費税率引上げ分の一部を活用するとされる社会保障を全世代型のものとするための新たな政策パッケージについては、地方行財政に大きく関わるものであることから、策定にあたっては地方と十分協議すべき。

引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

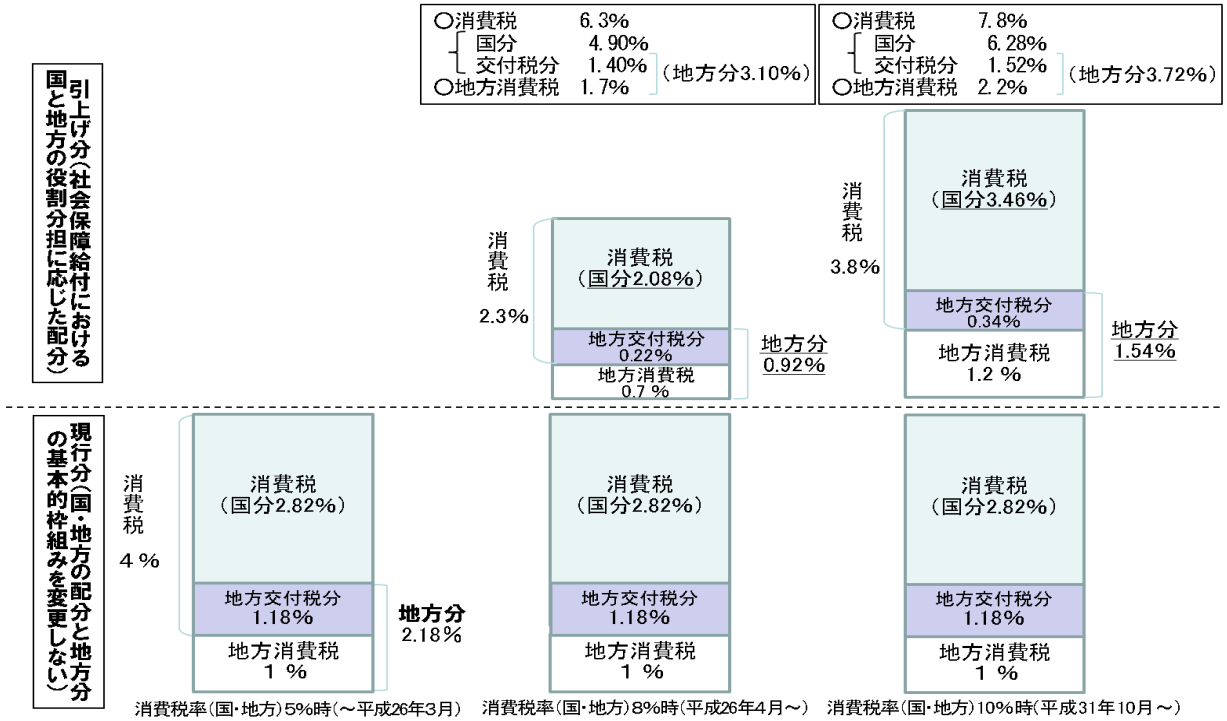

２　「人口」を重視した地方消費税の清算基準の見直し

〔提案(案)本文　P12・13〕

○ 平成30年度税制改正に向けた清算基準の見直しにあたっては、料理飲食等消費税等を整理統合して地方消費税が創設されたことや社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯、近年の社会経済情勢の変化等に留意しつつ、統計改革の動きも踏まえ地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させることを目的として統計データの利用方法等の見直しを進め、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとすべき。

○ 商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべき。

《27改正前》

指　　標	ウエイト
「小売年間販売額(商業統計本調査)」 「サービス業対個人事業収入額 (サービス業基本調査)」 の合算額	75%
「人口(国勢調査)」	12.5%
「従業者数(経済センサス基礎調査)」	12.5%

《27改正後》

指　　標	ウエイト
「小売年間販売額(商業統計本調査)」 「サービス業対個人事業収入額 (経済センサス活動調査)」 の合算額	75%
「人口(国勢調査)」	15%
「従業者数(経済センサス基礎調査)」	10%

《29改正後》

ウエイト
75%
17.5%
7.5%

〈参考〉 地方消費税の清算基準の見直しについて （抜粋）

（平成29年10月25日　第6回地方消費税に関する検討会　全国知事会地方税財政常任委員長 石井富山県知事提出資料より）

１．これまでの地方消費税をめぐる経緯　（略）

２．本年７月の全国知事会議における議論（主な意見）　（略）

３．全国知事会の提案（案）　（略）

４．清算基準の見直しに向けた基本的な考え方

○　地方消費税は、製造業者や卸売業者等により各中間段階で本店が所在する都道府県へ払い込まれる一方で、最終消費者が全額を負担していることから、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるため、より適切な清算制度を構築する必要がある。

○　清算基準においては、基本的には統計データを可能な限り活用すべきであり、そのような観点から追加すべきものがないか検証するとともに、一方で、統計データに含めるべきではないものがないかの検証が必要ではないか。なお、除外する場合には、その代替指標として「人口」の比率を高めることを基本的な考え方とすべき。

○　今回の統計データの活用方法を見直すことの結果として、統計によってカバーされる割合を見直すことはやむを得ないのではないか。

○　なお、これらの見直しにあたっては、近年の社会経済情勢の変化等に留意しつつ、統計改革の動きも踏まえ、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとすべき。

５．「人口」及び「従業者数」の考え方

（１）「人口」について

○　これまでも消費譲与税や地方法人特別譲与税、地方消費税市町村交付金においても、その配分基準として「人口」を用いてきたという経緯に鑑みれば、商業統計や経済センサスによって最終消費を把握できない場合には、基本的には「人口」に置き換えることが自然ではないか。

（２）「従業者数」について

○　「従業者数」については、例えば「飲食サービス業」などその多くが勤務地の近くで消費されていると考えられるサービスは既に統計データ（経済センサス）によってかなりカバーされている実態がある。

○　一方で、「従業者数」については、

- 消費譲与税が創設された際、整理統合された税目の太宗を占める料理飲食等消費税における消費の実態に即して、「人口」と「従業者数」を譲与基準とし（【都道府県分】人口:1/4、従業者数:3/4【市町村分】人口:1/2、従業者数:1/2）、その後に創設された地方消費税の「清算」という仕組みでも「従業者数」を使用してきたこと
- 従来分の地方消費税市町村交付金においても、消費に関連する指標で配分するとの考え方から、消費に関連して重要な要素となる昼間人口ベースでの取引を反映するため、「人口」だけでなく「従業者数」を配分基準としていること
- 社会保障・税一体改革で地方消費税率を引き上げる際にも、地方消費税成立に至る経緯を踏まえ、１％分は社会保障財源化せずに一般財源のままとされたこと

などを踏まえる必要があるのではないか。

○　また、「従業者数」については、大都市とその周辺地域の問題として議論されることが多いが、住所地と勤務地がほぼ同じである一方で、企業誘致などの努力によって地域の雇用水準が高く、「従業者数」の全国シェアが「人口」よりも高くなっている県も存在する。そうした県から見ると、雇用環境の改善により税収が増えるという税源涵養機能は大きなインセンティブであり、努力している地域に税収が確保される現行の仕組みの意義についても必ずしも無視できないのではないか。

○　以上のことから統計カバー以外の部分の指標として「従業者数」についても引き続き用いることがバランスの取れた考え方ではないか。

地方消費税に関する検討会　報告書（H29.11）　<抜粋>

５．統計データの利用方法の見直し

（１）統計データの利用方法の基本的考え方

統計データの利用方法の見直しに当たっては、まず**最終消費を表すデータをできる限り活用するという観点に立った検討を行うとともに、統計データの計上地と最終消費地にズレが生じているものがないかを検証し、清算基準として利用することが適当ではないものについては、これを除外すべき**である。

また、**非課税取引については、消費税の課税対象ではないことから、当該取引に係る課税仕入れ分（中間投入）が正確に把握できる場合を除き、清算基準から除外すべき**である。

６．統計データのカバー率

統計カバー率（75%）については、地方消費税制度の創設以降、統計データの更新や除外等を行ってきたが、創設当時の考え方に基づけば、75%の設定は、おおむね妥当であったことから、これまで変更は行ってきていない。

ただ、**今回は制度創設以来の抜本的な見直しであることから、統計カバー率については、５．の統計データの利用方法の見直しを踏まえ、再計算し、新たに設定すべき**である。

７．統計データのカバー外の代替指標

従業者数については、消費税の導入時に廃止された料理飲食等消費税の存在や、その後の消費譲与税の譲与基準などに従業者数が用いられた経緯を踏まえ、**特にサービスに関する消費を代替する指標として用いられてきた**ものといえる。

しかしながら、**今回は地方消費税の創設以来20年が経過し、**抜本的な見直しを検討するものであり、**地方消費税の税収をより適切に帰属させるという観点からすれば、改めて従業者数を用いる経過措置的な意義はもはや残っていない。**

さらに、先述したとおり、サービス消費については、平成16年サービス業基本調査において、新たに飲食サービス業が調査対象となったこと、平成24年経済センサス活動調査から調査対象が全事業所となったことなど、**地方消費税創設当初と比べてサービス統計の調査対象が大きく拡大し、清算基準におけるカバー内に移行している。このため、単にサービスの代替指標として従業者数を用いる、という考え方は見直されるべき**である。

まず、最終消費を表しているデータの活用の際に検討した、建設業、電気・ガス・水道業、情報通信業などに関しては、人口との相関関係が強い。

運輸業については、対個人事業収入は、旅客や個人向け荷物の輸送などが主体であろうが、サービスの供給地を旅客は出発地、輸送は到達地と考えると、居住地、つまりは人口と比例的と考えることもできよう。旅行業についても同様である。

以上に加え、インターネット販売など過去の改正で除外済みの小売については、従業者数よりも人口を代替指標と考えるほうが適当であることなどを考えると、カバー外に存在すると推定される消費の代替指標としては、人口が最も適当であると考えられる。

以上のことから、**統計データのカバー外の代替指標については、人口が最も簡明で適当であることから、人口を基本として考えるべきであり、従業者数については、清算基準に用いないこととする方向で検討すべき**である。

３　森林吸収源対策のための税財源の確保

〔提案(案)本文　P13・14〕

○ 森林整備等については、これまで、各都道府県が林業技術職員等を育成・配置し、各地域において積極的な役割を果たしてきた経緯があり、多くの市町村において、林業技術職員等の確保・育成・配置に時間を要することや森林整備の担い手不足等の課題に対応する必要があること等を踏まえれば、市町村が単独で新たな業務を実施する体制を早期に構築することができるかについては実務的な面を中心に課題が多いと懸念。

○ したがって、森林関係法令の見直しにあたっては、これまでの経緯や市町村の実情を踏まえて新たな森林整備等の業務に係る都道府県及び市町村の役割分担を明確化すべき。

〔都道府県の業務の例等〕

- 課題のある市町村の体制強化に向けた支援
- 市町村間の広域的な調整
- 市町村の補完的な役割

※ 市町村の求め等に応じて当該事務の全部又は一部を代行することができる仕組みの導入　など

○ また、森林環境税（仮称）については、その税収について全額を地方団体に配分するとともに、都道府県及び市町村の新たな役割分担に応じて配分するなど、都道府県に対する税財源の確保について適切な措置を講ずるべき。

○ その際、住民の理解が得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、森林環境税（仮称）の使途については、地方の意見を踏まえて、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないようにしっかりと調整すべき。

森林環境税（仮称）の制度設計に関するアンケート結果

（○ 平成29年６月 全都道府県に対して調査を実施（全都道府県から回答あり））

（１）都道府県及び市町村における林業技術職員数について（概数）

（人）

	全市町村数	林業技術職員配置市町村数	林業技術職員数計	１団体あたりの林業技術職員数
都道府県			7,788	165.7
市町村	1,741	69	193	0.1

（２）市町村における林業技術職員の配置等森林整備体制について

・市町村主体で実施できるかは不安であり、市町村側の体制整備には一定の時間を要するのではないかと見込んでいる	**43**
・現時点で市町村主体で実施できるかは不安であるが、市町村側の体制整備も進むと見込んでいる	3
・市町村主体で十分実施できる体制が整備されるものと考える	0

（３）都道府県の役割について

・市町村の体制を勘案すると、森林整備全体の広域的または補完的役割など相当程度の役割の増加を想定	**34**
・民間による市町村の支援体制強化のコーディネートなど、一定の役割の増加を想定	5
・市町村の体制整備等により、都道府県の役割はほとんど変わらないと想定（現在の事務の範囲内）	0
・その他 （具体的な制度設計が明らかになっていない現段階において判断することは困難 等）	8

（４）都道府県の役割増加への対応について

・今後の森林関連法令の見直しにあたって、都道府県の役割を明確化するとともに、その役割に応じて森林環境税(仮称)の税収の一部を都道府県に配分するなど都道府県の税財源の確保につき適切な措置を講ずるべき	**31**
・森林関連法令の見直しにあたって、都道府県が市町村の役割を代行できることとするとともに、森林環境税(仮称)の税収を一旦都道府県に配分し、都道府県と市町村の協議等によりその使途を決定すべき	4
・森林環境税(仮称)の税収の全額を森林整備において新たな役割を担う市町村に配分すべき	2
・その他 （具体的な制度設計が明らかになっていない現段階において判断することは困難 等）	10

森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の実施状況

（平成28年11月30日現在）

H29.4.21
第１回森林吸収源対策税制に関する検討会資料より

- 地方団体では、課税自主権を活用し、森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税を行っている。
- 都道府県では37団体、市町村では１団体（横浜市）が実施。
- 対象税目・税率・使途等については、地方団体が住民の理解を得ながらそれぞれ独自に決定している。

〔税目〕個人住民税及び法人住民税

〔税率〕個人住民税均等割：年額 300円～1,200円を上乗せ（38団体）、個人住民税所得割に0.025%を上乗せ（１団体）
法人住民税均等割：年額 500円～270,000円を上乗せ（35団体）

●税収規模：319.0億円（平成27年度決算額）

団体名	個人住民税		法人住民税		税収合計
	税率（超過分）	税収（超過分）	税率（超過分）	税収（超過分）	
岩手県	1,000円	5.9億円	2,000円～80,000円	1.5億円	7.4億円
宮城県	1,200円	12.9億円	2,000円～80,000円	3.5億円	16.4億円
秋田県	800円	3.7億円	1,600円～64,000円	0.9億円	4.6億円
山形県	1,000円	5.4億円	2,000円～80,000円	1.2億円	6.6億円
福島県	1,000円	9.1億円	2,000円～80,000円	2.1億円	11.2億円
茨城県	1,000円	14.7億円	2,000円～80,000円	2.7億円	17.5億円
栃木県	700円	6.8億円	1,400円～56,000円	1.6億円	8.4億円
群馬県	700円	6.7億円	1,400円～56,000円	1.6億円	8.3億円
神奈川県	300円	13.3億円	－	－	38.9億円
	0.025%（所得割）	25.6億円	－	－	
富山県	500円	2.8億円	1,000円～80,000円	0.9億円	3.7億円
石川県	500円	2.8億円	1,000円～40,000円	0.9億円	3.7億円
山梨県	500円	2.1億円	1,000円～40,000円	0.6億円	2.7億円
長野県	500円	5.4億円	1,000円～40,000円	1.3億円	6.7億円
岐阜県	1,000円	10.0億円	2,000円～80,000円	2.0億円	12.0億円
静岡県	400円	7.9億円	1,000円～40,000円	1.9億円	9.8億円
愛知県	500円	18.6億円	1,000円～40,000円	3.8億円	22.4億円
三重県	1,000円	8.7億円	2,000円～80,000円	1.8億円	10.5億円
滋賀県	800円	5.4億円	2,200円～88,000円	1.6億円	7.0億円
京都府	600円	－	－	－	－
大阪府	300円	－	－	－	－
兵庫県	800円	20.1億円	2,000円～80,000円	4.4億円	24.5億円

団体名	個人住民税		法人住民税		税収合計
	税率（超過分）	税収（超過分）	税率（超過分）	税収（超過分）	
奈良県	500円	3.1億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.7億円
和歌山県	500円	2.2億円	1,000円～40,000円	0.5億円	2.7億円
鳥取県	500円	1.4億円	1,000円～40,000円	0.4億円	1.8億円
島根県	500円	1.7億円	1,000円～40,000円	0.4億円	2.1億円
岡山県	500円	4.4億円	1,000円～40,000円	1.1億円	5.5億円
広島県	500円	6.6億円	1,000円～40,000円	1.8億円	8.4億円
山口県	500円	3.3億円	1,000円～40,000円	0.7億円	4.0億円
愛媛県	700円	4.3億円	1,400円～56,000円	1.1億円	5.4億円
高知県	500円	1.6億円	一律500円	0.1億円	1.7億円
福岡県	500円	11.0億円	1,000円～40,000円	2.7億円	13.7億円
佐賀県	500円	1.9億円	1,000円～40,000円	0.5億円	2.4億円
長崎県	500円	3.2億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.8億円
熊本県	500円	4.0億円	1,000円～40,000円	0.9億円	4.9億円
大分県	500円	2.6億円	1,000円～40,000円	0.7億円	3.3億円
宮崎県	500円	2.5億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.1億円
鹿児島県	500円	3.6億円	1,000円～40,000円	0.8億円	4.4億円
横浜市	900円	16.5億円	4,500円～270,000円	9.8億円	26.3億円
計	**－**	**262.0億円**	**－**	**57.0億円**	**319.0億円**

標準税率（H28）
個人県民税 均等割：年額1,500円、所得割：4%
法人県民税 均等割：資本金等の額に応じ、20,000円～800,000円
個人市民税 均等割：年額3,500円、所得割：6%
法人市民税 均等割：資本金等の額に応じ、50,000円～3,000,000円

※個人道府県民税及び個人市民税については、復興財源確保のため、標準税率を各500円引き上げている。
※京都府及び大阪府は平成28年度から超過課税を実施しているため、税収の欄は「－」と記載。

森林吸収源対策税制に関する検討会　報告書（H29.11）　<抜粋>

３．森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計

（２）森林環境税（仮称）の制度設計

（課税主体）

都市・地方を通じて国民に広く等しく負担を求めた上で、森林整備等を行う市町村に対して税収を帰属させるためには、地方税としての制度設計はできず、**課税主体は国**となる。

（納税義務者等）

個人住民税均等割の枠組みを活用し、個人住民税均等割の納税義務者を基本とし、定額の負担を求めることが適当である。

（賦課徴収）

納税義務者の利便性、国・地方を通じた行政コスト等を踏まえると、市町村が、個人の市町村民税の例により、個人の市町村民税と併せて賦課徴収を行うことが適当である。

（譲与税特別会計への払込み）

市町村が賦課徴収した森林環境税（仮称）は、地方の固有財源であることを明確にするため、**その全額を、一般会計を経由せずに譲与税特別会計に払い込むことが適当**である。

（３）森林環境譲与税（仮称）の制度設計

（譲与総額）

地方団体の森林整備等のための財源を確保するという森林環境税（仮称）の創設趣旨を踏まえ、**その収入額の全額に相当する額を、地方団体に対して譲与することが適当**である。

（使途）

森林環境譲与税（仮称）は、新たな森林管理システムが導入されることを契機として、**森林が所在する市町村が**森林現場においてそれぞれの地域におけるニーズに対応するために**行う森林整備に関する施策及びその施策を担う人材の育成・確保に関する費用等に充てられるべき**ものと考えられる。

（譲与基準）

森林環境譲与税（仮称）の使途を定めるのであれば、その譲与基準については、**使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を用いて設定する**ことが求められる。

新たな森林管理システムの下、所有者による自発的な施業が見込めない私有林人工林において市町村が所有者から委託を受けて行う間伐及びこれに伴う作業道等の整備に要する費用については、これらに相関が高い客観的な指標として、**私有林人工林面積を譲与基準として用いる**ことが考えられる。

その他、外部人材の登用や担い手の就業支援といった担い手確保に要する費用等については、**関連する指標として林業就業者数等を用いて算定することも検討されるべき**である。

なお、既存の地方譲与税と同様に、**譲与基準のみでは、実際の需要との乖離があると考えられる場合には、当該需要を類推できる指標をもって、譲与基準を補正する**ことも考えられる。

（譲与団体）　　〈続き〉

現下の森林現場における課題に対応するためには、森林現場及び森林所有者に最も近い市町村が、地域の実情を踏まえつつ、自らが保有する住民情報等を効果的に活用しながら森林整備等に携わっていくことが必要であり、**森林環境譲与税（仮称）は、これらの森林整備等を実施する市町村に対して譲与することが基本**となる。

ただし、**市町村がこれまで以上に森林整備等について積極的な役割を果たすためには、現実的には、都道府県による市町村への支援が不可欠**である。例えば、市町村が森林所有者の意向調査をする際に都道府県が広域団体の立場から助言・指導を行うことや、市町村が所有者から委託を受けて間伐を行う際の事業発注について、都道府県のノウハウを活かした支援を行うこと等が想定される。また、都道府県が超過課税の財源を活用して森林整備等を行う際に、市町村との間で事業実施箇所の調整を行うことや、一定の条件下にあっては、市町村が行うべき森林の管理に関する事務を、都道府県が代行するケースも考えられる。

都道府県が果たすべきこれらの新たな役割については、その内容の具体化及び明確化を図るとともに、適切に財政措置を講じることが必要であり、その場合、使途の定めのある財源として、**森林環境譲与税（仮称）の一部を都道府県に譲与することによって、都道府県による市町村への支援等が確実に実施されるよう担保する**ことも考えられる。

４．森林環境税（仮称）の創設に当たっての課題等

（国民（納税者）の理解と国民の負担感への配慮）

先述のとおり、森林環境税（仮称）の必要性は認められるものの、それを創設する前提として、**国民（納税者）の理解が十分に得られることが必要不可欠**である。

特に、個人住民税均等割の枠組みを活用して森林環境税（仮称）を創設するのであれば、国民に対して広く定額の負担を求めることとなるため、東日本大震災を教訓として各地方団体が実施する防災施策に係る財源を確保するための税制上の措置や**府県等で行われている超過課税も勘案した上で、国民の負担感に配慮する必要性が一層高い**。

（府県における超過課税との関係）

国としても、各府県の超過課税の内容を尊重し、その見直し時期等を踏まえつつ、両者の関係の整理が円滑に進むよう、必要な対応を行うよう努めるべきである。

（市町村における事業実施体制の確保）

新たな森林管理システムを契機として、市町村が森林整備等について新たな役割を担うためには、市町村内部における体制を充実させるとともに、地域の実情に応じて、外部人材の活用や、市町村間での連携、**都道府県によるサポートを受けること等を組み合わせて実施することにより、市町村の事業実施体制を充実・確保することが必須**である。

（使途の範囲及び都道府県への譲与）

森林環境譲与税（仮称）の使途の範囲及び都道府県への譲与については、譲与基準や税収規模にも影響を与えるものであるため、政府・与党における検討に際しては、**引き続き、関係者の意見にも留意しつつ、一層の整理が必要**である。

（国税を市町村が賦課徴収することに伴う諸課題の整理）

現実に、各市町村が自治事務としての個人住民税の賦課徴収と法定受託事務としての森林環境税（仮称）の賦課徴収とを併せて行うに当たっては、**市町村による課税実務が円滑に進むよう、慎重に具体の制度設計を行う必要**がある。

４　ゴルフ場利用税の堅持

〔提案(案)本文　P16〕

○ ゴルフ場利用税については、平成29年度大綱において初めて今後の検討事項に位置づけられた。

○ ゴルフ場利用税は、

・アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していること

・ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること

・域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること

・その税収の３割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その７割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること

等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべき。

平成29年度税制改正大綱　〈抜粋〉

（平成28年12月8日　自由民主党・公明党）

第三 検討事項

15 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する

ゴルフ場利用税の概要

1. 課税主体及び交付団体：都道府県が課税し、収入額のうち10分の7に相当する額を、ゴルフ場利用税を納入したゴルフ場が所在する市町村に交付
2. 納税義務者：ゴルフ場の利用者（18歳未満・70歳以上・障害者、国体のゴルフ競技や学校の教育活動は非課税）
3. 税率：標準税率1人1日につき800円（制限税率：1，200円）
   1人1日平均税額659円（非課税者を除く）（H27年度の状況）
4. 税収額：475億円（うち市町村への交付額：332億円）【平成27年度決算額】

【参考】「平成29年度補正予算の編成に向けた緊急要請」（H29.11.7 全国知事会）

「生産性革命」・「人づくり革命」の実現に向けた財源確保

1　国においては、地方における若者等の人材不足の深刻さに鑑み、今後、地方創生を進めていく観点から、**「生産性革命」と「人づくり革命」の実現に資する施設整備等の取組みを各地域の実情に応じて、地方が自主的・主体的に、かつ機動的・弾力的に行うことができるよう、交付金や基金の創設など十分な予算措置を講ずること**。

2　「生産性革命」の中核とも言うべき中堅・中小企業・小規模事業者等に対して、生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援を更に充実するため、**地域の産業政策の担い手である都道府県に対する交付金の創設などの財政支援策を講ずること**。

3　「人づくり革命」のうち、待機児童の解消や幼児教育の無償化のほか、所得の低い家庭に配慮した高等教育の無償化や私立高校の授業料の無償化等は、地方行財政に大きく関わるものであることから、**平成29年度補正予算編成において、「子育て安心プラン」を前倒して実施する際には、子育ての主な担い手である地方と十分協議するとともに、基金の創設も含め必要な地方財源をしっかりと確保すること**。

国土強靱化と防災・減災対策の推進

台風や集中豪雨等といった災害が頻発するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じていることから、緊急性の高い対策を実施するとともに、**国土強靱化と防災・減災を加速するための財源についても十分確保すること**。

農林水産業の強化策の確実な実施

今月下旬に改訂される「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づき、成長産業として力強い農林水産業をつくりあげるため、**生産性の向上や高付加価値化による競争力強化、輸出の円滑化に向けた環境整備をはじめ、日ＥＵ経済連携協定などに備えた農林水産業の強化策等を確実に講ずること**。